

千葉県報

定例
令和8年7月3日

主要目次

告示	一
○ 国民健康保険組合の規約の変更認可 救急病院の認定	一
○ 土砂災害警戒区域の指定（二件）	二
○ 土砂災害警戒区域の指定の一部解除	四
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（二件）	四
公安委員会告示	六
○ 道路交通法に基づく駐車監視員資格者講習の実施	七
○ 機械警備業務管理者講習の実施	八
○ 環境影響評価準備書の送付及び縦覧等	八
○ 特定調達公告	
○ 入札公告（二件）	八

告示

示

千葉県告示第三百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第二十七条第二項の規定により、千葉県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

令和八年七月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 組合の地区

変更前 千葉県の区域内の市町村、福島県郡山市、茨城県水戸市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、常総市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市及びつくばみらい市並びに稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町、猿島郡境町並びに北相馬郡利根町、栃木県佐野市及び小山市、群馬県桐生市、埼玉県さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、加須市（旧北埼玉郡騎西町及び大利根町を除く。）、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、朝霞市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市及びふじみ野市並びに秩父郡小鹿野町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町、東京都千代田

区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市、清瀬市、稲城市及び西東京市、神奈川県横浜市の川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市並びに三浦郡葉山町、山梨県北杜市並びに静岡県熱海市

変更後 千葉県の区域内の市町村、福島県郡山市、茨城県水戸市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、常総市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市及びつくばみらい市並びに稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町、猿島郡境町並びに北相馬郡利根町、栃木県佐野市及び小山市、群馬県桐生市、埼玉県さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、加須市（旧北埼玉郡騎西町及び大利根町を除く。）、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、朝霞市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市及びふじみ野市並びに秩父郡小鹿野町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市、清瀬市、多摩市、稲城市及び西東京市、神奈川県横浜市の川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市並びに三浦郡葉山町、山梨県北杜市並びに静岡県熱海市

二 変更認可の年月日

令和八年五月二十日

千葉県告示第三百六十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和八年七月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人社団一心会 初富保健病院	鎌ヶ谷市初富一一四番地	令和十一年六月三十日
医療法人徳洲会 千葉徳洲会病院	船橋市高根台二丁目一一番一号	〃

千葉県告示第三百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、同項の規定により令和七年千葉県告示第五百八十五号（土砂災害警戒区域の指定）、令和七年千葉県告示第一百七号（土砂災害警戒区域の指定）及び令和三年千葉県告示第二百二十七号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年七月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
夏見一一	船橋市夏見三丁目及び北本町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船五	船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
飯山満町五	船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備えて縦覧に供する。）

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
夏見一一	船橋市夏見三丁目及び北本町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船五	船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
飯山満町五	船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和八年七月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉原三	香取市吉原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
多田八	香取市多田及び新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
多田九	香取市多田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丁子九	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丁子一〇	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丁子一一	香取市丁子及び香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丁子一二	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丁子一三	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丁子一四	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新市場一四	香取市新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
返田三	香取市返田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
返田四	香取市返田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
返田五	香取市返田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
返田六	香取市返田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志高七	香取市志高の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
府馬二四	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

府馬二五	府馬二六	府馬二七	府馬二八	小川一二	小川一三	新里一七	新里一八	大角一〇	大角一一	長岡一四	長岡一五	栗野九	栗野一〇	東和田一八	東和田一九	東和田二〇
示す区域 香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市小川の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市小川の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市新里の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市新里の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市大角の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市大角の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町栗野及び小南の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

東和田二一	神田七	神田八	神田九	神田一〇	神田一一	神田一二	神田一三	神田一四	小南二〇	大友三	東今泉三	東今泉四	大久保一〇	舟戸一五	舟戸一六	舟戸一七	平山一〇
示す区域 香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町大友の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町東今泉の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町東今泉の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町大久保及び舟戸の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町舟戸の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町舟戸の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町舟戸及び大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 香取郡東庄町平山の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

第 1 4 1 5 7 号				千 葉 県 報		令和 8 年 7 月 3 日（金曜日）	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十二号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、令和五年千葉県告示第三百六十五号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。 令和八年七月三日	
高部三		香取郡東庄町高部の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び香取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
柏井町六		市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		千葉県告示第三百七十三号	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 なお、同項の規定により令和七年千葉県告示第五百八十六号（土砂災害特別警戒区域の指定）、令和七年千葉県告示第百十一号（土砂災害特別警戒区域の指定）及び令和三年千葉県告示第二百二十九号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
飯山満町五		船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	
指定に係る区域		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県告示第三百七十四号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和八年七月三日	
夏見一一		船橋市夏見三丁目及び北本の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
西船五		船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	

府馬二五	府馬二四	志高七	返田六	返田五	返田四	返田三	新市場一四	丁子一四	丁子一三	丁子一二		丁子一一	丁子一〇	丁子九	多田九	多田八	吉原三
香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市志高の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市返田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市返田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市返田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市返田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市丁子及び香取の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市多田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市多田及び新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市吉原の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	
東和田二〇	東和田一九		東和田一八	栗野一〇		栗野九	長岡一五	長岡一四	大角一一	大角一〇	新里一八	新里一七	小川一三	小川一二	府馬二八	府馬二七	府馬二六
香取郡東庄町東和田の区域	香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	域	香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町栗野及び小南の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大角の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大角の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大角の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新里の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新里の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市小川の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市小川の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり		次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

第 1 4 1 5 7 号										千 葉 県										報										令和 8 年 7 月 3 日（金曜日）																																																																																																																					
東和田二一		香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				神田七		香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				神田八		香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				神田九		香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				神田一〇		香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				神田一一		香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				神田一二		香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				神田一三		香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				神田一四		香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				小南二〇		香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				大友三		香取郡東庄町大友の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				東今泉三		香取郡東庄町東今泉の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				東今泉四		香取郡東庄町東今泉の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				大久保一〇		香取郡東庄町大久保及び舟戸の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				舟戸一五		香取郡東庄町舟戸の区域の		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
舟戸一六		うち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				舟戸一七		香取郡東庄町舟戸及び大久保の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				平山一〇		香取郡東庄町平山の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				高部三		香取郡東庄町高部の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				公安委員会告示																				千葉県公安委員会告示第29号 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による 駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。 令和8年7月3日 千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生 1 講習及び修了考査の期日及び時間 （1）講習 令和8年10月22日（木曜日）及び23日（金曜日）の午前9時15分から午後6時まで （2）修了考査 令和8年10月30日（金曜日）の午前9時30分から午前10時30分まで 2 講習及び修了考査の場所 千葉市中央区市場町11番2号 千葉県文化会館大練習室 3 受講定員 100人 4 受講申込手続等 （1）受講申出手続 ア 受講申出手続 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、住所、氏名、電話番号及び受講を希望する旨並びに返信部に宛先を明記した往復葉書により、令和8年8月14日（金曜日）までに申し出ること（同日までの消印があるものに限りとする。）。ただし、申出期間中であっても、受講希望者が受講定員になり次第締め切																																																																																							
舟戸一六		うち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				舟戸一七		香取郡東庄町舟戸及び大久保の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				平山一〇		香取郡東庄町平山の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				高部三		香取郡東庄町高部の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり				公安委員会告示																				千葉県公安委員会告示第29号 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による 駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。 令和8年7月3日 千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生 1 講習及び修了考査の期日及び時間 （1）講習 令和8年10月22日（木曜日）及び23日（金曜日）の午前9時15分から午後6時まで （2）修了考査 令和8年10月30日（金曜日）の午前9時30分から午前10時30分まで 2 講習及び修了考査の場所 千葉市中央区市場町11番2号 千葉県文化会館大練習室 3 受講定員 100人 4 受講申込手続等 （1）受講申出手続 ア 受講申出手続 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、住所、氏名、電話番号及び受講を希望する旨並びに返信部に宛先を明記した往復葉書により、令和8年8月14日（金曜日）までに申し出ること（同日までの消印があるものに限りとする。）。ただし、申出期間中であっても、受講希望者が受講定員になり次第締め切																																																																																							

第 1 4 1 5 7 号	
るものとする。 イ 受講申出先 千葉市中央区長洲一丁目 9 番 1 号 千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター (2) 受講者決定通知 受講申出の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 (3) 受講申込手続 ア 受講申込手続 受講者として決定された者は、駐車監視員資格者講習受講申込書及び注意事項確認書を提出し、又は e-Gov 電子申請により必要事項を入力し、併せて注意事項確認書を添付すること。 なお、郵便及び信書便により送付する方法による申込みは、受け付けない。 イ 受講申込書受付期間等 令和 8 年 8 月 3 1 日（月曜日）から 9 月 1 8 日（金曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 3 時 3 0 分まで ウ 受講申込書の提出先 千葉市中央区長洲一丁目 9 番 1 号 千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 2 0 , 0 0 0 円 イ 納入時期及び納入方法 受講申込書を提出した者にあつてはその提出時に、e-Gov 電子申請により申込みを行った者にあつては 4（3）ウに示す場所において受講手数料納入の通知を受けた後、現金又はキャッシュレス決済により、納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 5 講習及び修了審査に関する問合せ先 千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター 電話 0 4 3（2 0 1）0 1 1 0 千葉県公安委員会告示第 3 0 号 警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 4 2 条第 2 項第 1 号の規定による機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。 令和 8 年 7 月 3 日	
1 講習の期日及び時間 令和 8 年 9 月 7 日（月曜日）から 1 0 日（木曜日）までの午前 9 時から午後 5 時まで 2 講習の場所 千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライト 7 階 3 受講定員 5 0 人 4 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。 5 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和 8 年 7 月 2 7 日（月曜日）から 3 1 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで (2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 (3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 5 8 年国家公安委員会規則第 2 号）別記様式第 1 号の受講申込書に必要事項を記入し、受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和 8 年 8 月 1 0 日（月曜日）から 1 4 日（金曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 3 9 , 0 0 0 円 イ 納入方法	

第14157号			千葉県報		令和8年7月3日（金曜日）																																												
現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110																																																	
公 告																																																	
環境影響評価準備書の送付及び縦覧等 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第十六条の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書の送付があった。 その環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環境影響評価条例第十九条第一項の規定により、その環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。 なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、関係地域の範囲、環境影響評価準備書及びこれを要約した書類の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出先等並びに準備書説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。 令和八年七月三日 千葉県知事 熊谷 俊人 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 市原市 市原市長 小出譲治 市原市国分寺台中央一丁目一番地一 二 対象事業の名称、種類及び規模 福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業 廃棄物焼却等施設の新設 一日当たりの処理能力三百四十四トン 三 対象事業実施区域 市原市福増一二四番地二 四 関係地域の範囲 市原市及び長生郡長柄町 五 環境影響評価準備書及びこれを要約した書類の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間 1 縦覧場所及び縦覧時間 <table><tr><th>縦覧場所</th><th>縦覧時間</th></tr><tr><td>千葉県環境生活部環境政策課</td><td>午前九時から午後五時まで</td></tr><tr><td>市原市環境部資源循環推進課</td><td>午前九時から午後四時三十分まで</td></tr><tr><td>市原市役所南総支所</td><td>〃</td></tr><tr><td>市原市福増クリーンセンター</td><td>午前八時三十分から午後四時まで</td></tr></table>						縦覧場所	縦覧時間	千葉県環境生活部環境政策課	午前九時から午後五時まで	市原市環境部資源循環推進課	午前九時から午後四時三十分まで	市原市役所南総支所	〃	市原市福増クリーンセンター	午前八時三十分から午後四時まで																																		
縦覧場所	縦覧時間																																																
千葉県環境生活部環境政策課	午前九時から午後五時まで																																																
市原市環境部資源循環推進課	午前九時から午後四時三十分まで																																																
市原市役所南総支所	〃																																																
市原市福増クリーンセンター	午前八時三十分から午後四時まで																																																
<table><tr><td colspan="2">長生郡長柄町建設環境課</td><td colspan="2">午前九時から午後五時まで</td></tr><tr><td colspan="4">2 縦覧期間 令和八年七月三日から八月三日まで（千葉県の休日にに関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）</td></tr><tr><td colspan="4">六 環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出先等</td></tr><tr><td colspan="4">1 提出期限 令和八年八月十八日（郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効とする。）</td></tr><tr><td colspan="4">2 提出先 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課</td></tr><tr><td colspan="4">3 意見書に記載する事項 （一）意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） （二）意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称 （三）環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見 4 その他 （一）3（三）の環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。 （二）意見書の提出は、千葉県のホームページからインターネットを利用して行うこともできる。</td></tr><tr><td colspan="4">七 準備書説明会の開催日時及び開催場所</td></tr><tr><td>開催日時</td><td colspan="3">開催場所</td></tr><tr><td>令和八年七月二十四日（金曜日） 午後六時から午後八時まで</td><td colspan="3">市原市役所第二庁舎（市原市国分寺台中央一丁目一番地一）</td></tr><tr><td>令和八年七月二十五日（土曜日） 午前十時から正午まで</td><td colspan="3">市原市福増クリーンセンター（市原市福増一二四番地二）</td></tr><tr><td>令和八年七月二十五日（土曜日） 午後二時から午後四時まで</td><td colspan="3">市原市福増クリーンセンター（市原市福増一二四番地二）</td></tr></table>						長生郡長柄町建設環境課		午前九時から午後五時まで		2 縦覧期間 令和八年七月三日から八月三日まで（千葉県の休日にに関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）				六 環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出先等				1 提出期限 令和八年八月十八日（郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効とする。）				2 提出先 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課				3 意見書に記載する事項 （一）意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） （二）意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称 （三）環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見 4 その他 （一）3（三）の環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。 （二）意見書の提出は、千葉県のホームページからインターネットを利用して行うこともできる。				七 準備書説明会の開催日時及び開催場所				開催日時	開催場所			令和八年七月二十四日（金曜日） 午後六時から午後八時まで	市原市役所第二庁舎（市原市国分寺台中央一丁目一番地一）			令和八年七月二十五日（土曜日） 午前十時から正午まで	市原市福増クリーンセンター（市原市福増一二四番地二）			令和八年七月二十五日（土曜日） 午後二時から午後四時まで	市原市福増クリーンセンター（市原市福増一二四番地二）		
長生郡長柄町建設環境課		午前九時から午後五時まで																																															
2 縦覧期間 令和八年七月三日から八月三日まで（千葉県の休日にに関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）																																																	
六 環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出先等																																																	
1 提出期限 令和八年八月十八日（郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効とする。）																																																	
2 提出先 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課																																																	
3 意見書に記載する事項 （一）意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） （二）意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称 （三）環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見 4 その他 （一）3（三）の環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。 （二）意見書の提出は、千葉県のホームページからインターネットを利用して行うこともできる。																																																	
七 準備書説明会の開催日時及び開催場所																																																	
開催日時	開催場所																																																
令和八年七月二十四日（金曜日） 午後六時から午後八時まで	市原市役所第二庁舎（市原市国分寺台中央一丁目一番地一）																																																
令和八年七月二十五日（土曜日） 午前十時から正午まで	市原市福増クリーンセンター（市原市福増一二四番地二）																																																
令和八年七月二十五日（土曜日） 午後二時から午後四時まで	市原市福増クリーンセンター（市原市福増一二四番地二）																																																
この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和8年7月3日 特 定 調 達 公 告																																																	

千葉県知事 熊谷 俊 人

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年7月3日

千葉県企業局長 横 山 尚 典

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 四二円

購読申込先 発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県 ○四三（二二三）二六五八